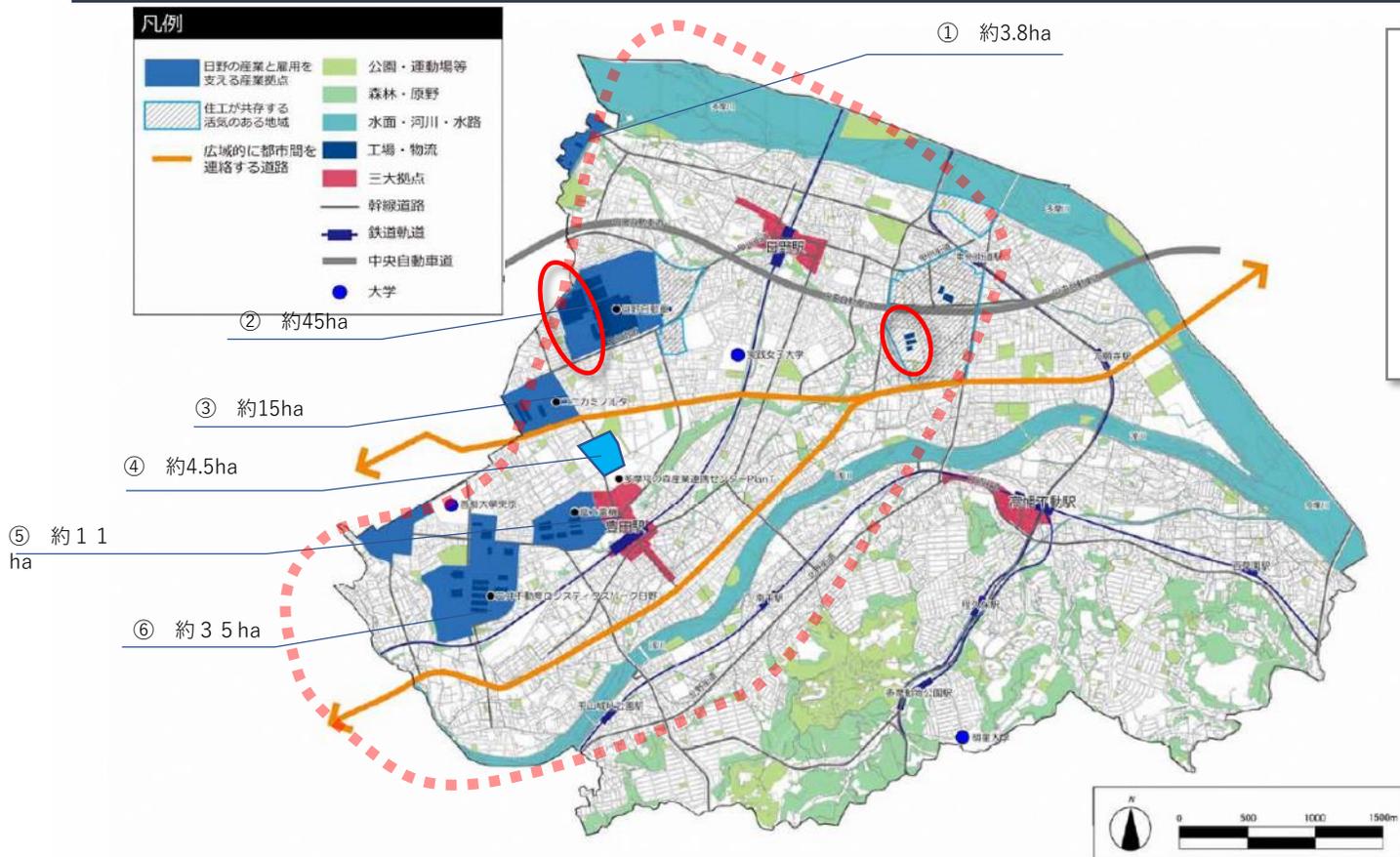


# データセンター開発における日野市環境審議会と大規模開発について

# イノベーション創出まちづくりの概要 - 日野市

## 日野市北西部イノベーション拠点地区区域図

(日野市まちづくりマスタープラン 基本方針 3-2)



### 地区名 日野市北西部イノベーション拠点地区

#### ■ 所在地、おおむねの面積

約115ha 日野市 新町5丁目の一部、日野台3丁目、さくら町及び多摩平5丁目の一部、多摩平3丁目の一部、富士町の一部、旭ヶ丘3丁目及び4丁目の一部 各地区番号については(次頁)

#### ■ 地区の考え方

産業・大学等の立地特性を踏まえ、SDGs(持続可能な開発目標)を連携の視点とした多様な主体のネットワークの強化、社会実証の手法開発、民間投資を促進する手続きやまちづくりにおける官民連携の枠組みの構築などを図り、イノベーションを創出する。

地区番号	地区名称	面積(m <sup>2</sup> )	(ha)
①	新町5丁目の一部地区	38,578	3.9 ha
②	日野台3丁目地区	455,598	45.6 ha
③	さくら町、多摩平5丁目の一部地区	151,694	15.2 ha
④	多摩平3丁目の一部地区	45,235	4.5 ha
⑤	富士町の一部地区	111,087	11.1 ha
⑥	旭ヶ丘3丁目、4丁目の一部地区	351,075	35.1 ha
合計面積		1,153,267	115.4 ha

### 日野市北西部イノベーション拠点地区

日野市の北西部(日野台地部)には戦前、又は戦後に誘致した大工場が多く立地しており、郊外の工業都市日野の機能を担ってきた。戦後の高度経済成長時に地域経済を支えてきた。これらの集積地も、時代と共にその役割を変え、『製造拠点』としての特性は色を薄めてきている。その一方で、現状でも多くの企業が大規模な敷地、拠点を残しており、その役割も研究開発拠点に代わりつつあり、多くの企業は今日の社会課題への関心を高めている。このイノベーションビジョンの中ではこれらの企業集積の存在する北西部エリアを、日野市ならではの地域特性として、拠点地区として位置づけつつも、このエリア内に留まらない様々な社会課題・地域課題の解決、ステークホルダー間の連携を促進することを想定し、市全域を対象とした活動を促進する事を目指すものとします。



# データセンターの開発概要

土地所有者	三井不動産
場所	日野台 3 丁目 1 番32～34、日野台 4 丁目31番1、2、5
面積	114,042.35㎡ 建築面積 36,300㎡ 延床面積 143,600㎡
用途地域	工業地域・第一種低層住居専用地域
建物	3 棟 うち 2 棟 最高高さ72m 幅91m 奥行き150m 地上 5 階建て (うち 1 棟 最高高さ50m)
工事着手予定日	2026年11月



14：10頃まで見学し、14：20に帰庁予定となります

---



## 日野市環境基本条例

第23条 **環境の保全等に関する施策の推進について調査審議**させるため、市長の附属機関として、日野市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) **この条例によりその権限に属せられた事項**

Ex：(抜粋)

第9条3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ日野市環境審議会の意見を聴かなければならない。

第18条 市長は、毎年、議会に、環境の保全等のために市が実施した事業の概要に、日野市環境審議会の意見を付けて、報告書を提出しなければならない。

(2) 前号に掲げるもののほか、**環境の保全等に関する基本的事項**



## 日野市環境基本条例

2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) この条例によりその権限に属せられた事項

Ex：（抜粋）

（開発事業者等に対する要請）

第21条4 市長は、前項の規定による報告があったときは、環境の保全等の見地から、開発事業者等に対し、当該開発事業等の実施に係る環境への配慮について要請することができる。

第21条5 市長は、前項の規定による要請をするに当たっては、あらかじめ日野市環境審議会の意見を聴かななければならない。

# 日野市環境基本条例に基づく大規模事業者の手続き

第3次環境基本計画 R4年4月

環境配慮指針 §10



開発事業者が環境  
配慮指針に沿って作成

開発事業者

【大規模事業者の責務】

環境配慮方針の作成【努力義務】

§20-1  
規§8

※ 延床面積5,000㎡以上の事業用建築物

環境に配慮した事項を記載した報告書

§20-2  
規§9

※ 環境負荷が大規模に又は長期間にわたって  
与え、または与える恐れのある建築物

市長へ届出



当該開発事業等に係る環境への  
配慮に関し必要と認める事項について要請

## 環境基本条例

第10条 市長は、環境基本計画にそつて、市、市民及び事業者の環境に配慮すべき事項を示す日野市環境配慮指針(以下「環境配慮指針」という。)を定めるものとする。

(事業者の義務)

第19条 事業者は、第10条に規定する環境配慮指針を尊重して、事業を行わなければならない。

(大規模事業者の義務)

第20条 大規模事業者で規則で定めるもの(以下「大規模事業者」という。)は、環境配慮指針にそつて当該事業所が行う事業に関する環境配慮の方針を作成するよう努めなければならない。

2 大規模事業者は、規則で定めるところにより、市が求めるときには当該事業所の環境に配慮した事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

## 環境基本条例施行規則

(大規模事業者)

第8条 条例第20条第1項に規定する大規模事業者で規則で定めるものは、事業の用途に供する延床面積5,000平方メートル以上の建築物を有する事業者とする。

(環境配慮計画書)

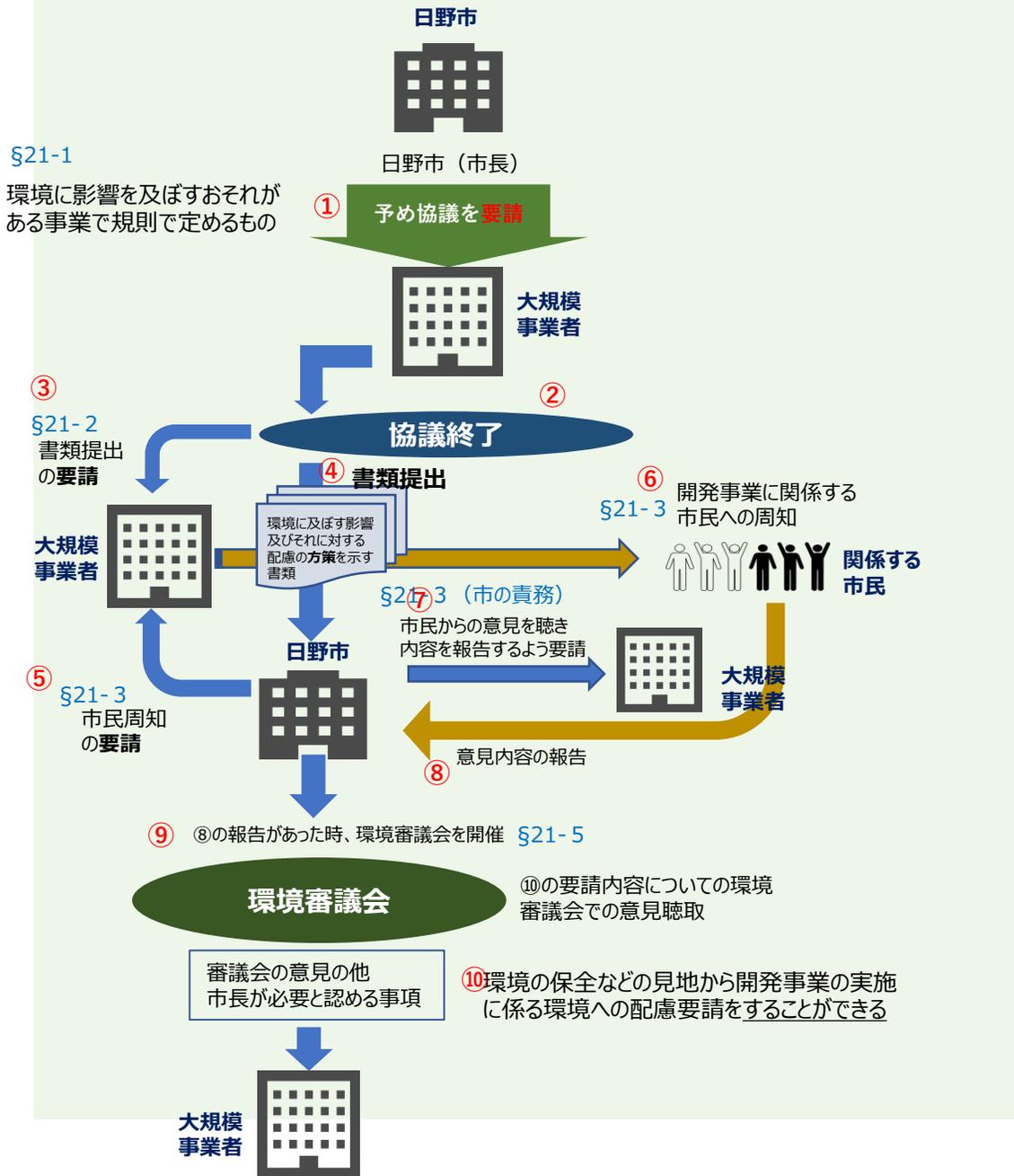
第9条 条例第20条第2項の規定により、市が大規模事業者に対し環境に配慮した事項を記載した報告書の提出を求める場合は、次の各号に該当する場合とする。

- (1) 当該事業所における事業活動に伴い、環境への負荷を、大規模に又は長期間にわたって与え、又は与えるおそれのある場合
- (2) 当該事業所の事業活動に基づく、土地の形質の変更、木竹の伐採等により、自然環境を著しく変化させ、又はそのおそれのある場合
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要であると認める場合

## 環境基本計画 環境配慮指針 §20関係

- 1 身近なことから CO2 排出削減に取組み、気候変動の緩和に貢献します。(①気候変動・緩和)
- 2 一人ひとりが工夫して、進行する気候変動に適応する社会を目指します。(①気候変動・適応)
- 3 環境への負荷を与えないよう行動に配慮し、自然との共生を目指します。(②みどり・③水)
- 4 自然に触れ、知り、かかわり、生きものと共生できる社会を目指します。(④生きもの)
- 5 5R の取組みを徹底し、資源の有効活用による循環型社会の実現を目指します。(⑤ごみ)
- 6 環境に係わる法規制等を遵守し、マナー向上に努めます。(⑥生活環境)
- 7 環境に関心を持ち、行動する人を育てます。(基本目標共通)

当該開発事業等に係る環境への配慮に関し必要と認める事項について要請するプロセス



## 環境基本条例

(開発事業者等に対する要請)

第21条 市長は、環境に影響を及ぼすおそれがある事業で規則で定めるもの(以下「開発事業等」という。)については、開発事業を実施しようとするもの(以下「開発事業者等」という。)に対して、あらかじめ協議するよう要請することができる。

2 市長は、前項の規定による協議終了後、開発事業者等に対し当該開発事業等を実施することによる環境に及ぼす影響及びそれに対する配慮の方策を示す書類を提出するよう要請するものとする。

3 市長は、前項の書類の提出があったときは、開発事業者等に対し、当該開発事業等を実施することによる環境に及ぼす影響及びそれに対する配慮の方策について当該開発事業等に関する市民等に対する周知を行い、これらの者の当該開発事業等についての意見を聴き、その内容等を報告するよう要請するものとする。

4 市長は、前項の規定による報告があったときは、環境の保全等の見地から、開発事業者等に対し、当該開発事業等の実施に係る環境への配慮について要請することができる。

5 市長は、前項の規定による要請をするに当たっては、あらかじめ日野市環境審議会の意見を聴かなければならない。

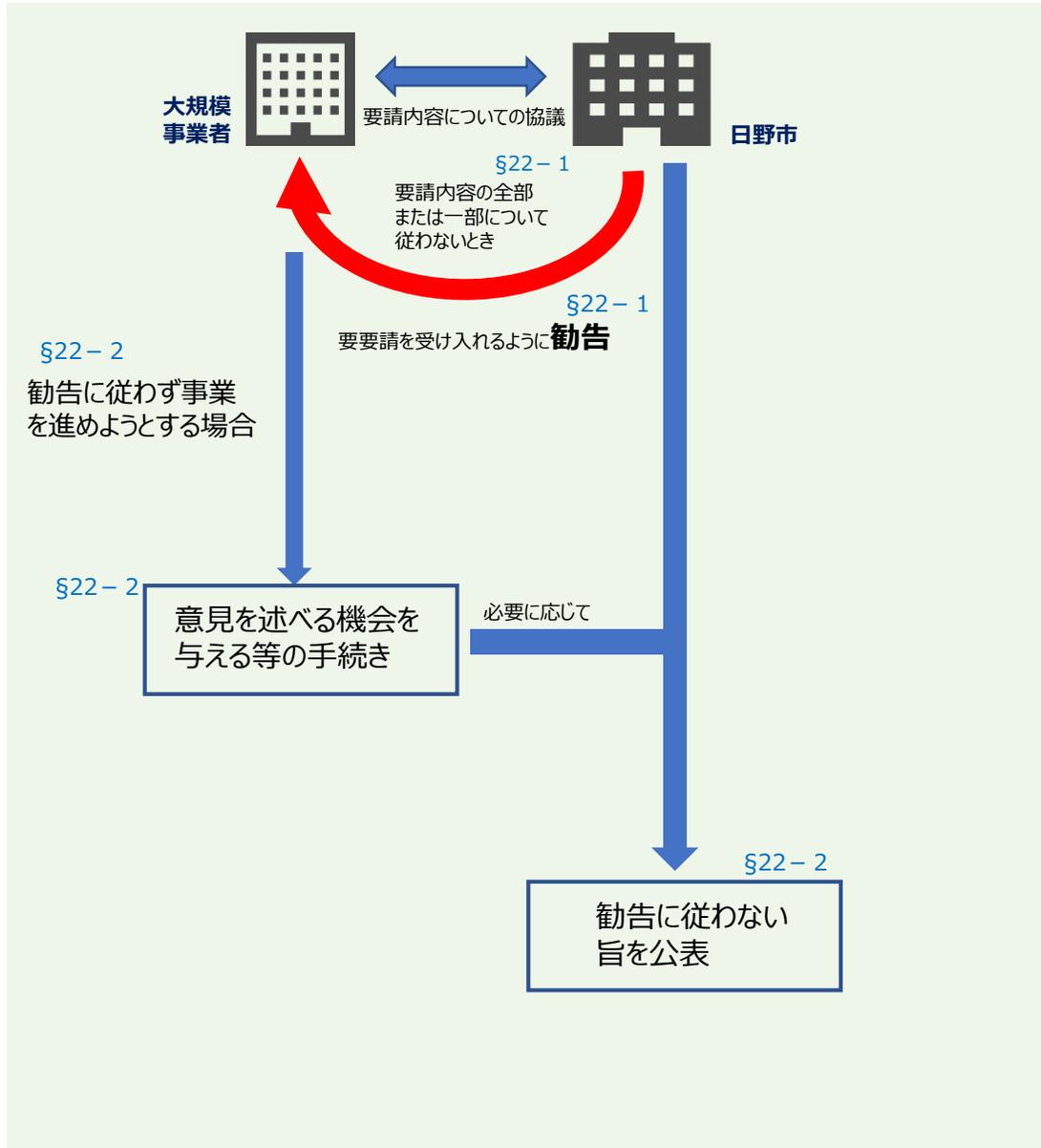
6 前各項に定めるもののほか、市長は、開発事業者等に対し、当該開発事業等に係る環境への配慮に関し必要と認める事項について要請することができる。

## 環境基本条例施行規則

(開発事業等)

第10条 条例第21条第1項に規定する環境に影響を及ぼすおそれがある事業で規則で定めるものは、当分の間、日野市住みよいまちづくり指導要綱(昭和53年11月1日制定。以下「まちづくり指導要綱」という。)第3条及び第4条に定めるものとする。

2 条例第21条第2項から第6項まで及び条例第22条の施行に当たって必要な事項については、別に定める。



## 環境基本条例

(勧告及び公表)

第22条 市長は、開発事業者等が前条の規定による要請の全部又は一部を受け入れないときは、当該要請を受け入れるよう勧告することができる。

2 市長は、開発事業者等が前項の規定による勧告に従わない場合において、必要があると認めるときは、当該要請及び勧告についてこの者に意見を述べる機会を与える等の手続を経た上でその内容を公表することができる。

3 開発事業等に係る環境への配慮について必要な事項は、規則で定める。

## 環境基本条例

(申出)

第3条 条例第8条第1項の規定による申出は、条例の前文及び条例第1条に規定する目的に関する事項とする。

(申出の方式)

第4条 条例第8条第1項の規定により市民が申出をしようとする場合の様式は、別記様式による。

(申出の受理等)

第5条 市長は、条例第8条第1項の規定による申出があった場合、内容等の確認を行い、必要があると認めるときは第7条に規定する日野市環境調整会議に付議する等により、処理方針を作成するものとする。

2 市長は、前項の処理方針に基づき必要な措置を講ずる場合において、あらかじめ日野市環境審議会の意見を聴く必要を認めるときは、**日野市環境審議会に諮問**するものとする。

(公開)

第6条 市長は、条例第8条第3項の規定により、閲覧の用に供するための台帳を作成するものとする。ただし、特定の個人に関する情報が含まれる等により公開が不相当と判断される場合、その部分については非公開とすることができる。

(市民の申出)

**第8条 市民は、環境の保全等に関し必要な措置を講ずるよう市長に申し出ることができる。**

2 市長は、前項に規定する申出があったときは、**日野市規則(以下「規則」という。)**で定めるところにより、適切な措置を講ずるものとする。

3 市長は、**申出の内容及び経過を市民に明らかにするよう努めなければならない。**

## 環境基本条例施行規則

(調整会議の設置)

第7条 市の環境の保全等に関する施策を総合的に調整し推進するために、日野市環境調整会議(以下「調整会議」という。)を置く。

2 調整会議の運営について必要な事項は、別に定める。



# 予想される主なポイント

## 環境基本条例

(事業者の義務)

第19条 事業者は、[第10条](#)に規定する**環境配慮指針を尊重**して、事業を行わなければならない。

(開発事業者等に対する要請)

第21条4 市長は、前項の規定による報告があったときは、**環境の保全等の見地**から、開発事業者等に対し、当該開発事業等の実施に係る環境への配慮について要請することができる。

電力消費量

温暖化防止対策

ヒートアイランド

排熱制御

景観

緑化・植栽

騒音・振動

大気汚染

電波障害

電磁波

etc



# 参考：日野市環境基本計画

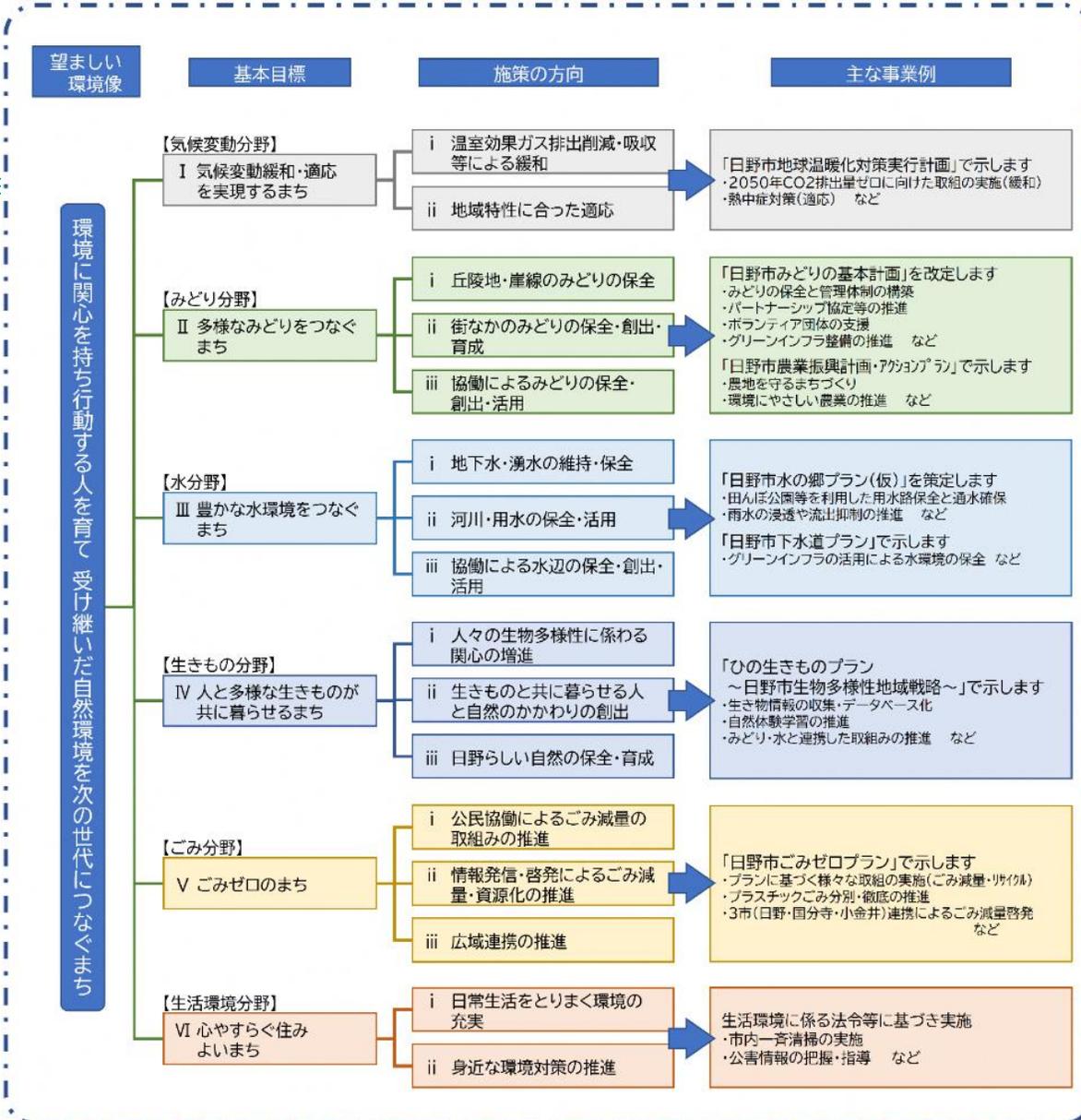
## 基本理念

自然豊かで環境負荷の少ない社会を実現し、  
将来の世代に継承する

## 望ましい環境像

環境に関心を持ち行動する人を育て  
受け継いだ自然環境を次の世代につなぐまち

6つの分野別に基本目標を設定し、実現に向けて「施策の方向」を示しています。





# 参考：日野市環境配慮方針

## 日野市環境配慮方針

身近なことからCO2排出削減に取り組み、気候変動の緩和に貢献します

一人ひとりが工夫して、進行する気候変動に適応する社会を目指します

環境への負荷を与えないよう行動に配慮し、自然との共生を目指します

自然に触れ、知り、かかわり、生きものと共生できる社会を目指します

5Rの取組みを徹底し、資源の有効活用による循環型社会の実現を目指します

環境に係わる法規制等を遵守し、マナー向上に努めます

環境に関心を持ち、行動する人を育てます

## 日野市環境配慮指針

～市・市民・事業者が環境に配慮するための考え方のよりどころ～

日野市は、多摩川・浅川、これらに端を発する用水に代表される「水」、そして、黒川清流公園に代表される崖線や多摩丘陵の「みどり」など多様で豊かな自然に恵まれたまちです。このような変化に富んだ良好な自然環境は、私たちの日常生活をうるおいのある豊かなものに導きます。私たちは、このような貴重な自然環境を保全し、次の世代につなげなければなりません。地球温暖化やこれに伴う気候変動、マイクロプラスチックによる海洋汚染などの地球規模の環境問題の解決も、こうした地域の環境の保全から始まります。

私たちは、日野市の自然、ひいては、青い地球を次の世代に残すにはどうあるべきか、これまで以上に環境問題を自らの問題として考え、行動しなければなりません。

この指針では、日野市環境基本計画が求める望ましい将来像「環境に関心を持ち行動する人を育て受け継いだ自然環境を次の世代につなぐまち」と6つの基本目標①気候変動緩和・適応を実現するまち②多様なみどりをつなぐまち③豊かな水環境をつなぐまち④人と多様な生きものが共に暮らせるまち⑤ごみゼロのまち⑥心やすらぐ住みよいまちを目指し、市・市民・事業者が環境に配慮すべき事項を示します。そして、それぞれが個々にあるいは協働で取組み推進していくことで、日野市の環境を持続可能なものとしていきます。今ある日野市の自然環境を次の世代にしっかり受け渡すため、ともに取組んでいきましょう。

- 1 身近なことから CO<sub>2</sub> 排出削減に取組み、気候変動の緩和に貢献します。(①気候変動・緩和)
- 2 一人ひとりが工夫して、進行する気候変動に適応する社会を目指します。(①気候変動・適応)
- 3 環境への負荷を与えないよう行動に配慮し、自然との共生を目指します。(②みどり・③水)
- 4 自然に触れ、知り、かかわり、生きものと共生できる社会を目指します。(④生きもの)
- 5 5R の取組みを徹底し、資源の有効活用による循環型社会の実現を目指します。(⑤ごみ)
- 6 環境に係わる法規制等を遵守し、マナー向上に努めます。(⑥生活環境)
- 7 環境に関心を持ち、行動する人を育てます。(基本目標共通)